

別表第一の五 省エネルギー性能基準の値(第九条の二関係)

建築物の熱負荷の低減率	○
設備システムのエネルギー利用の低減率	○

備考

- 一 建築物の熱負荷の低減率とは、次の式により算出した値をいう。

$$A = (1 - BPI) \times 100$$

〔この式において、A及びBPIは、それぞれ次の値を表すものとする。〕

A 建築物の熱負荷の低減率

BPI 次のいずれかの値をいう。

(一) 特定建築物（増築の場合にあっては増築部分に限る。以下同じ。）の屋内周囲空間（各階の外気に接する壁の中心線から水平距離が五メートル以内の屋内の空間、屋根の直下の階の屋内の空間及び外気に接する床の直上の屋内の空間をいう。以下同じ。）の年間熱負荷（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成二十八年国土交通省告示第二百六十五号）第一 三に定めるところにより求めたものをいう。以下同じ。）を屋内周囲空間の床面積の合計（単位 平方メートル）で除して得た値を、用途及び地域の区分に応じた建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号。以下「基準省令」という。）別表第一に掲げる数値で除して得た値とする。ただし、同表に掲げる用途のうち二以上の用途に供する部分を含む場合にあっては、当該部分の各用途の屋内周囲空間の年間熱負荷の合計を各用途の屋内周囲空間の床面積の合計で除した数値を、用途及び地域の区分に応じた同表に掲げる各数値を各用途の屋内周囲空間の床面積により加重平均した数値で除して得た値とする。

(二) 特定建築物の形状に応じた年間熱負荷モデル建築物（非住宅部分の形状を単純化した建築物であって、屋内周囲空間の年間熱負荷の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が認めるものをいう。以下(二)において同じ。）の屋内周囲空間の年間熱負荷を屋内周囲空間の床面積の合計（単位 平方メートル）で除して得た値を、用途及び地域の区分に応じた基準省令別表第一に掲げる数値で除して得た値とする。ただし、同表に掲げる用途のうち二以上の用途に供する部分を含む場合にあっては、年間熱負荷モデル建築物の各用途の屋内周囲空間の年間熱負荷の合計を各用途の屋内周囲空間の床面積の合計で除した数値を、用途及び地域の区分に応じた同表に掲げる各数値を各用途の屋内周囲空間の床面積により加重平均した数値で除して得た値とする。

(三) 基準省令第十条第一号の国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法において算出されるB P Iの値

二 設備システムのエネルギー利用の低減率とは、次の式により算出した値をいう。

$$E R R = (1 - B E I) \times 100$$

〔この式において、E R R及びB E Iは、それぞれ次の値を表すものとする。〕

E R R 設備システムのエネルギー利用の低減率

B E I 次のいずれかの値をいう。

(一) 特定建築物の設計一次エネルギー消費量（基準省令第一条第一項第一号イに規定するものをいい、同省令第二条中 E_M を加える部分を除いて算出したものをいう。以下同じ。）を基準一次エネルギー消費量（同省令第一条第一項第一号イに規定するものをいい、同省令第三条中 E_M を加える部分を除いて算出したものをいう。以下同じ。）で除して得た値とする。

(二) 特定建築物の用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物（国土交通大臣が用途に応じて一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物であると認めるものをいう。以下(二)において同じ。）の設計一次エネルギー消費量を当該一次エネルギー消費量モデル建築物の基準一次エネルギー消費量で除して得た値とする。

(三) 基準省令第一条第一項第一号の国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法において算出されるB E Iの値